

## 練馬区個別避難計画作成支援委託実施要綱

令和5年10月20日

5練福管第1088号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の14第1項に規定する個別避難計画（以下「個別避難計画」という。）の作成支援の委託（以下「本委託」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 区長は、法第49条の14第1項に基づき個別避難計画作成支援を受けるものとし、その作成支援について、つぎに掲げるもの（以下「事業者等」という。）に委託する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）
- (2) 介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19に規定する指定一般相談支援事業所および同法第51条の20に規定する特定相談支援事業所（以下「相談支援事業所」という。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

### (委託料)

第3条 本委託の委託料は、個別避難計画作成支援1件につき5,500円とする。

### (委託者の決定)

第4条 第2条の規定に基づき、個別避難計画作成支援を受託しようとする事業者等は、個別避難計画作成支援受託申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定により受託の申請があったときは、その内容を審査し、委託の可否を決定する。
- 3 区長は、前項の審査の結果、委託することが適当であると認めた事業者等に対しては個別避難計画作成支援委託決定通知書（第2号様式）により通知し本委託を行い、委託することが適当でないと認めた事業者等に対しては個別避難計画作成支援委託不成立通知書（第3号様式）により通知する。

### (委託の実施方法)

第5条 区長は、前条第3項の規定により個別避難計画作成支援委託決定通知

書による通知を受けた事業者等（以下「作成支援受託事業者等」という。）に対し、個別避難計画の作成対象者（以下「作成対象者」という。）を通知する。

- 2 作成支援受託事業者等は、前項の通知に係る作成対象者の個別避難計画の作成支援を行い、その結果を区長に報告する。
- 3 区長は、前項の報告に係る作成対象者の個別避難計画を作成し、作成支援受託事業者等に通知する。
- 4 作成支援受託事業者等は、前項の通知に係る作成対象者の個別避難計画を作成対象者および個別避難計画に記された避難支援者に送付する。
- 5 区長は、第1項の通知を受けた作成支援受託事業者等において、個別避難計画の作成支援を行うことが困難と認められる場合には、当該作成支援受託事業者等と協議の上、当該通知を取り消すことができる。

（作成支援受託事業者等の義務）

第6条 作成支援受託事業者等は、つぎに掲げる者に個別避難計画の作成支援を行わせるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所および地域包括支援センターについては、介護保険法第69条の2に規定する介護支援専門員
- (2) 相談支援事業所については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条第2項および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項に規定する相談支援専門員

2 作成支援受託事業者等は、個別避難計画の作成支援に従事する者に前条第1項の通知の写しおよび身分証明書を携帯させ、関係者の請求があるときは提示させるものとする。

3 作成支援受託事業者等は、事業所名等に変更があった場合は、個別避難計画作成支援受託変更届（第4号様式）により区長に届け出なければならない。

（履行場所）

第7条 作成支援受託事業者等は、作成対象者が生活する場所において、個別避難計画の作成支援の業務を実施する。

（委託の解除）

第8条 区長は、作成支援受託事業者等がつぎの各号のいずれかに該当するときは、本委託契約を解除することができる。

- (1) 事業者等の指定を取り消されたとき。
- (2) 関係法令に違反し、委託業務を適切に行うことが困難であると認められるとき。

- (3) 個別避難計画を不正に作成支援した場合その他この要綱またはこの要綱に基づく指示に違反し、その違反により委託の目的を達することができないと認められるとき。
  - (4) 事業者等の事業を廃止または休止したとき。
  - (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託金に係る債権を譲渡したとき。
- 2 区長は、作成支援受託事業者等から、個別避難計画作成支援受託解除届（第5号様式）により、本委託契約の解除の申出があった場合において、個別避難計画の作成支援を行うことが困難であると認められたときは、当該作成支援受託事業者等と協議の上、本委託契約を解除することができる。
  - 3 区長は、前2項の規定により本委託契約を解除する場合は、当該作成支援受託事業者等に対し個別避難計画作成支援委託解除通知書（第6号様式）により通知する。  
（委託料の支払）
- 第9条 区長は、作成支援受託事業者等から第5条第2項の規定による報告を受け、個別避難計画の作成支援が適正に行われたことを確認した場合は、その翌月に作成支援受託事業者等に対し委託料を支払うものとする。
- 2 前項の支払は、作成支援受託事業者等の指定する金融機関に振り込むことにより行うものとする。  
（権利義務の譲渡等の制限）
- 第10条 作成支援受託事業者等は、本委託により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、またはその権利を担保に供してはならない。  
（再委託の禁止）
- 第11条 作成支援受託事業者等は、受託業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。  
（業務実施の指示）
- 第12条 区長は、委託業務について、作成支援受託事業者等に必要な指示をすることができるものとする。  
（移動手段）
- 第13条 個別避難計画の作成支援に必要な移動の手段は、作成支援受託事業者等が用意するものとする。  
（秘密の保持等）
- 第14条 作成支援受託事業者等は、つぎに掲げる事項を遵守しなければならない

い。受託業務が終了し、または解除された後においても同様とする。

(1) 受託業務に関して知り得た個人の秘密（以下「個人の秘密」という。）を漏らしてはならない。

(2) 個人の秘密を受託業務の目的以外に使用してはならない。

(3) 個人の秘密を本人から同意を得ることなく、本人以外の者に提供してはならない。

(4) 個人の秘密が記された資料は、受託業務に必要な場合を除き、複写や複製をしてはならない。

(5) 個人の秘密を含む印刷物、文書および受託業務で使用する記録媒体を処分する場合は、データを複製できないよう物理的破壊またはデータ消去をしなければならない。

2 作成支援受託事業者等は、秘密保持のために必要な措置を講じなければならない。ただし、秘密保持に支障が生じた場合は、直ちに区長に報告し、その指示に従わなければならない。

3 作成支援受託事業者等は、別記に定める事項を遵守しなければならない。  
(事故発生時の対応)

第15条 作成支援受託事業者等は、個別避難計画の作成支援の際に事故が発生した場合には直ちに区長および当該個別避難計画の作成対象者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 作成支援受託事業者等は、作成対象者に対する個別避難計画の作成支援により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(関係記録の整備)

第16条 作成支援受託事業者等は、受託業務に関する日報等を事業所等に整備しなければならない。

(立入調査)

第17条 区長は、委託業務について、作成支援受託事業者等の事業所等に対し、立入調査を行い、必要な報告を求め、委託業務の実施について必要な指示を作成支援受託事業者等に与えることができる。

(疑義の解決)

第18条 この要綱に定める事項その他個別避難計画の作成支援の業務上必要な事項について疑義が生じた場合には、区長と当該作成支援受託事業者等が協議して解決するものとする。

(電子情報処理組織による受託申請等)

第19条 第4条第1項の規定による受託の申請および第5条第2項の規定による報告については、区長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法によ

り行うことができる。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、本委託に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年10月20日から施行する。

## 別記（第14条関係）

個別避難計画作成支援委託実施における受託情報の保護および管理に関する特記事項

### （目的）

第1条 この特記事項は、個別避難計画の作成支援委託（以下「本契約」という。）の受託者（以下「乙」という。）が練馬区（以下「甲」という。）から受託した業務を履行するに当たり、受託情報の機密性を確保するために、受託契約と併せて乙が遵守すべき事項を定める。

### （定義）

第2条 この特記事項において「受託情報」とは、甲または乙が管理する情報システム、当該情報システムから出力された印刷物および情報システムから出力されたか否かを問わず重要情報を含む文書等で取り扱われる甲の情報をいう。

2 この特記事項において「重要情報」とは、前項に規定する受託情報のうち、個人情報およびその情報が脅威にさらされることにより区政運営または本契約に重大な影響を及ぼす情報をいう。

### （基本的事項）

第3条 乙は、本契約の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう受託情報を適正に取り扱わなければならない。

### （注意義務）

第4条 乙は、受託情報の取扱いに当たっては、善良なる管理者の注意をもって、受託情報の機密性の確保に必要な措置を講じなければならない。

### （情報セキュリティの確保）

第5条 乙は、本契約の履行に当たり重要情報を取り扱う場合は、甲の定める手順等を遵守するとともに、この特記事項と同等またはそれ以上のセキュリティ水準を保障する対策等を定めた規程を設ける等、情報セキュリティの確保を図るための必要な措置を講じなければならない。

### （管理体制等）

第6条 乙は、本契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合は、乙の管理者を個人情報の管理に責任を持つ者（以下「管理責任者」という。）とする。

第7条 乙は、本契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合は、従事者の氏名、所属および受託業務への従事期間（開始日および終了予定日）を記録する。甲は、甲が必要と認める場合には、記録について乙に報告を求めることができる。

第8条 乙は、第6条および前条の規定により提出した書面の内容に変更があったときは、変更内容について、速やかに甲に書面で提出しなければならない。

第9条 乙は、管理責任者および従事者に対し、この特記事項の内容を周知徹底しなければならない。本契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合は、特記事項の内容を遵守するために必要となる教育を行わなければならない。甲は、甲が必要と認める場合には、実施結果について乙に報告を求めることができる。

第10条 乙は、甲がこの特記事項の遵守に必要となる教育を実施するときは、これを受けなければならない。

（知り得た情報の保持の義務）

第11条 乙は、本契約の履行に当たり知り得た受託情報を第三者に漏らしてはならない。本契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第12条 乙は、本契約の履行のために個人情報を収集するときは、当該契約の履行を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、行わなければならない。

（目的外使用の禁止）

第13条 乙は、受託情報を他の用途に使用してはならない。

（第三者への提供の禁止）

第14条 乙は、受託情報を第三者に提供してはならない。ただし、甲が必要と認めた場合には、重要情報を除く受託情報について、第三者に提供することができる。

（再委託の制限）

第15条 乙は、受託業務について、第三者に再委託してはならない。

（受託情報の授受）

第16条 乙は、受託情報の授受に当たり、つぎに掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 受託情報の授受は、管理責任者および従事者に限定すること。
- (2) 受託情報を格納した記録媒体（パソコン等の機器のハードディスクを含む。以下同じ。）を郵送等により送付するときは、ファイルのパスワード設定またはデータの暗号化をすること。
- (3) 重要情報を格納した記録媒体を郵送するときは、特定記録郵便等の追跡可能な移送手段を用いること。
- (4) 受託情報の格納の有無にかかわらず、受託業務で利用する記録媒体を郵送するときは、送付の記録を管理簿により管理すること。
- (5) 受託情報をFAXにより送信するときは、必要最小限の範囲に留め、送信宛先の誤りに十分注意すること。
- (6) 重要情報をインターネットメールにより送信するときは、添付ファイルとし、ファイルのパスワード設定またはデータの暗号化をすること。
- (7) 重要情報を含む印刷物、文書を郵送するときは、特定記録郵便等の追跡可能な移送手段による送付または親展表示による送付をすること。

(受託情報の管理)

第17条 乙は、受託情報の管理に当たり、つぎに掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 重要情報を甲が指定する履行場所から持ち出さないこと。ただし、甲が必要と認めた場合は、この限りでない。
- (2) 受託情報の格納の有無にかかわらず、受託業務で利用する記録媒体を持ち出すときは、格納情報、持ち出し日時、持ち出した者、承認者、用途、持ち出し先、返却日時、返却確認者等について、管理簿により記録・管理すること。
- (3) 前号の場合において、前条第2号の規定と同様の措置を講じること。
- (4) 受託情報を乙の情報システムにおいて取り扱う場合は、下記の措置をとること。

ア 従事者が正当なアクセス権を有する者であることを認識するため、IDとパスワード等による認証を実施すること。

イ インターネットに接続された環境において重要情報を取り扱う場合は、

標的型攻撃等の不正アクセスによる重要情報の漏えい等が生じないように適切な措置を講じること。

ウ イの場合において、重要情報は、容易に解読することができないようにパスワード設定またはデータの暗号化をすること。

エ 情報システム機器にウイルス対策ソフトウェアの導入および最新のウィルスパターンファイルの更新を行うこと。

オ 情報システム機器を構成するOS、ソフトウェア、ミドルウェア等に定期的に修正プログラムを適用すること。

カ 受託情報の保管または処理に当たり、従事者の私物等、許可されていない情報システム機器および記録媒体を用いないこと。また、これらを業務で利用する甲および乙の情報システム機器に接続しないこと。

キ 記録媒体を甲および乙の情報システム機器に接続する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

ク 受託情報をWinny、Share等のファイル交換ソフトがインストールされた情報システム機器で処理しないこと。また、許可されていないソフトウェアを甲および乙の情報システム機器にインストールしないこと。

(5) 重要情報を本契約の履行以外の目的のため、複写または複製してはならない。ただし、甲が必要と認めた場合は、この限りでない。

(6) 重要情報を含む印刷物、文書および受託情報の格納の有無にかかわらず、受託業務で利用する記録媒体は、管理責任者および従事者以外の者が利用できないよう、施錠管理すること。

(7) 重要情報を含む印刷物、文書および受託情報の格納の有無にかかわらず、受託業務で利用する記録媒体を廃棄（利用目的の変更による再利用の場合を含む。以下同じ。）する場合は、データを復元できないよう物理的な破壊またはデータ消去を行うこと。受託業務で利用する記録媒体を廃棄する場合は、その記録を管理簿により管理すること。

(8) 受託情報を記録媒体に格納し保管するときは、管理責任者および従事者以外の者が受託情報にアクセスできないよう、アクセス管理を行うこと。

(物品等の持込みの禁止)

第18条 乙は、甲の許可なく物品等を履行場所へ持ち込んで서는ならない。

(受託情報の返還および処分)

第19条 乙は、本契約が終了し、または解除されたときは、受託情報を甲の定めるところにより返還し、または漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

第20条 乙は、受託情報の返還または処分を終了したときは、甲にこれを証明する書類を提出しなければならない。

2 前項は、契約期間中において、乙が受託情報の廃棄を外部へ委託する場合も同様とする。ただし、外部へ委託することについて、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(報告および立入検査)

第21条 甲は、必要と認めるときは、乙の受託情報の取扱いの状況について、実地に調査し、または乙に対して説明もしくは報告を求め、改善の指示を与えることができる。

(情報セキュリティに関する監査への協力)

第22条 乙は、本契約の履行に関連する業務について「練馬区情報セキュリティに関する要綱」に基づく監査が実施されるときは、その実施に協力しなければならない。

(事故等発生時の対応および公表)

第23条 乙は、受託情報に漏えい、破壊、改ざん、消去等の事故が生じた場合もしくはそのおそれが生じた場合またはこの特記事項もしくはその他の関係法令等に違反している事実もしくはその兆候を把握した場合（以下「事故等」という。）は、つぎに掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置または被害を生じさせないための措置を講じるとともに、甲に報告すること。
- (2) 当該事故等の原因を分析すること。
- (3) 当該事故等の再発防止策を実施すること。
- (4) 当該事故等の記録を文書で提出すること。

2 乙は、事故等が起きた場合を想定し、対応手順について、定期的に確認または訓練を行わなければならない。

第24条 甲は、必要があると認めるときは、当該事故等の内容(乙の名称を含む。)について、公表することができる。

(損害賠償)

第25条 乙は、乙がこの特記事項に定める義務に違反し、甲に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負う。

(契約解除)

第26条 甲は、乙が前各条に違反した場合は、契約を解除することができる。

(疑義の決定)

第27条 この特記事項の解釈について疑義を生じたとき、またはこの特記事項に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。